

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 バリアフリー新法等との整合

前回の規則改正（平成18年10月1日施行）に当たっては、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年12月20日施行））についての情報を得ながら作業を進めましたが、最終的にバリアフリー新法の方が内容が厳しくなった一部の基準について整合を図ります。

改正事項等	改正後	改正前
オストメイト対応設備の設置義務	用途面積2,000㎡以上 （公衆便所は50㎡以上）	用途面積10,000㎡以上
エレベーターのかごの大きさ	幅140cm以上 （奥行き135cm以上）	床面積1.83㎡以上 （奥行き135cm以上）
男子用小便器（1以上の設置）	床置き又はこれに類する形式	床置き

2 エレベーターの設置を要しない施設（用途面積2千㎡未満）についての基準

エレベーターの設置を要しない施設にエレベーターを設置する場合の規定について、下限面積の撤廃等を行います。

(1) エレベーターを設置する場合の基準

現行規則では、特定施設（条例上の届出義務を有する施設）であっても用途面積が1,000㎡未満の施設は本規定の対象ではありませんが、車いす使用者等の利便を図るため、全ての特定施設を対象とするよう改めます。

改正事項等	改正後	改正前
基準の対象	全ての施設が対象	用途面積1,000㎡以上の施設が対象
かごの大きさ	幅85cm以上 奥行き135cm以上	床面積が最大の階が500㎡を超える施設について、幅105cm以上 奥行き135cm以上
かご内の鏡	設置必要	(規定無し)

(2) エレベーターを設置しない場合の基準

直接地上へ通じる出入口のない階（通常2階以上又は地下1階以下）があつて、施設利用者に対応する、常時勤務する者が地上階にいない施設には、車いす使用者等が従業員等に階段移動の介助の必要等を伝えるための受付、インターホン等を設置するものとします。（直接地上へ通じる階で他の階のサービス等を受けられる措置を講じる場合を除きます。）

改正事項等	改正後	改正前
エレベーターを設置しない場合の代替設備	直接地上へ通じる出入口のない階があつて、地上階に常時勤務する者がいない場合は、受付、インターホン等を設置するものとする。	(規定無し)

3 車いす使用者用駐車区画（障害者用駐車スペース）について

車いす使用者用駐車区画について、規定の整備を行います。

従来配慮事項（公共的施設の設計や建設の際参考となる事項）であった車体用スペースの青色塗装について、離れた場所からも非常にわかりやすく不適正利用の軽減に効果があるとの意見があったため、整備基準に改めます。（条例上整備を義務づける。）

また、当該駐車区画は出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設置することとしていましたが、駐車区画等に屋根やひさしを設ける場合でやむを得ない場合はこの限りでないものとします。

改正事項等	改正後	改正前
車体用スペース	青色で塗装し、白色の国際障害者シンボルマークを標示する。	（同内容の規定を配慮事項としている。）
駐車区画や区画から出入口までの通路への屋根やひさしの設置	設置を配慮事項とし、設置する場合でやむを得ない場合は、駐車区画を、必ずしも出入口からの距離が最短となる位置に設置しなくてもよいものとする。	（規定無し）

4 その他の規定の整備

(1) パチンコ店等への乳幼児用設備の設置

現行規則では、用途面積が1,000㎡以上の遊技場には乳幼児いす及び乳幼児ベッドを設けたトイレを1以上、また、5,000㎡以上の場合は授乳施設を1以上設けることとなっており、パチンコ店等にもその基準が適用されています。

風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）で18歳未満の者を客として立ち入らせることが禁止されているパチンコ店など、通常乳幼児を連れて利用することのない施設では上記設備は不要と考えられるため、設置を要しないものと改めます。

改正事項等	改正後	改正前
パチンコ店等の通常乳幼児を連れて利用しない施設における、トイレの乳幼児施設及び授乳場所の設置	不要	必要

(2) 接骨院等の取り扱いについて

現行規則では、病院、診療所及び助産所は全ての施設を、理容所等のサービス業は用途面積200㎡以上を特定施設とし、接骨院等は医療法上の施設ではないので後者に該当するとしていますが、接骨院等は他のサービス施設と比して下肢を負傷等している利用者が多いと考えられ、また、医療類似行為が行われる施設であることから、医療機関として取り扱うこととします。

改正事項等	改正後	改正前
柔道整復師が業務を行う施術所の区分	医療機関(すべての施設が基準の対象)	サービス業(用途面積200㎡以上が基準の対象)

なお、接骨院等には小規模な施設が多く、カウンター等について、整備基準による整備が困難な事例が多いと考えられるため、常時勤務する者が容易に利用者への補助が行えるようする等の配慮を行うことで、カウンター及び記載台の整備に替えられることとします。